

平成 2 1 年度 第 1 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成 2 1 年 6 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時開会
場 所 : S T V 北 2 条ビル 6 階 会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第五次札幌市環境影響評価審議会委員

村野 紀雄（会長） 酪農学園大学環境システム学部 特任教授

太田 幸雄（副会長）北海道大学大学院工学研究科 教授

柳井 清治 北海道工業大学都市環境学科教授

高橋 正宏 北海道大学大学院工学研究科 教授

中井 和子 中井景観デザイン研究室 代表

五十嵐 敏文 北海道大学大学院工学研究科 教授

東條 安匡 北海道大学大学院工学研究科 准教授

堀 繁久 北海道開拓記念館 資料情報課長 学芸員

西川 洋子 北海道環境科学研究センター自然環境部 植物環境科長

丸山 博子 丸山環境教育事務所 代表

山舗 直子 酪農学園大学環境システム学部生命環境学科 教授

計 11名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和

札幌市環境管理担当課長 木田 潔

(3) 事業者

3名

2 傍聴人

2名

1. 開 会

事務局（木田） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開会させていただきます。

本日は、岡村委員、山本委員、佐藤委員、富士田委員から欠席の旨、ご連絡をいただいております。出席者は、現在11名、欠席4名で、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議は成立していることをご報告申し上げます。

開会に当たりまして、本年度から環境局長を務めております小林局長からごあいさつを申し上げます。

事務局（小林） おはようございます。

環境局の小林でございます。

本日は、皆様、お忙しい中、環境影響評価審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、昨年度、環境都市推進部長としてこの審議会の担当をさせていただきました。私を含めまして、この審議会を所管いたします札幌市の体制も少し変わってございますけれども、引き続き、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、札幌市では、昨年、世界に誇れる環境都市を目指します環境首都・札幌宣言を行ったところでございまして、この6月でちょうど丸1年を迎えるところでございます。引き続き、環境保全の取り組みを札幌市の最重要課題の一つといたしまして、環境負荷の低減と、そして、ごみ問題を初めとする循環型社会の構築を目指して取り組んでまいりたいと考えてございます。

そうした中で、環境影響評価の制度は、環境への配慮を進めまして、環境負荷の低いまちづくりを進めていく上で大変重要な意義と役割を持っているというふうに考えてございます。今年度は、対象事業の審議とあわせまして、懸案でございました技術指針の改定につきましてもご審議をいただきまして、本制度をより時代に即したものとしてまいりたいと考えてございます。

今年度も引き続きまして皆様のお力添えとご協力をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（木田） 小林局長につきましては、この後、別に公務がございまして、失礼ながらここで退席させていただきたいと思っております。

〔小林環境局長退席〕

事務局（木田） それでは、議事に入ります前に、4月の人事異動によりまして事務局職員に一部変更が生じてございますので、この場をお借りいたしましてご紹介させていただきたいと存じます。

まず、環境管理担当部長の湯浅でございます。

今年度より、環境影響評価の所管が環境都市推進部から環境管理担当部にかわっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局（湯浅） 環境管理担当部長の湯浅でございます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

事務局（木田） 続きまして、環境影響評価担当係長の伊東でございます。

師尾係長の後任となっております。

事務局（伊東） 伊東でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（木田） 申し遅れましたけれども、私は、本日の司会を務めさせていただきます木田でございます。

私は、かわってはいないのですが、職名が環境マネジメント担当課長から環境管理担当課長へ変更になっておりまして、引き続き、務めさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

次に、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、議事進行の次第でございます。このほかに、資料1といたしまして、札幌市環境影響評価条例に規定する「技術指針」の変更についてでございます。あわせて、この資料1の参考資料として、参考資料1 - 1から1 - 3までを別途用意をさせていただいておりますので、ご確認願ひます。続きまして、資料2の真駒内滝野霊園拡張事業事後調査（平成20年度分）の概要でございます。そして、資料3といたしまして、真駒内滝野霊園3期拡張計画の区域変更についてでございます。

そして、別冊でございますけれども、事後調査報告書と補足資料がございます。こちらにつきましては、事前に皆様に郵送させていただいておりますものですが、もし本日ご参りいただかなかった先生方につきましては、ご連絡いただければご提供したいと思っております。

それでは、これからの進行は村野会長にお願ひしたいと存じます。

会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

村野会長 皆さん、おはようございます。

早速、議事に入らせていただきます。

初めに、技術指針の変更についてですが、事務局から説明をお願いします。

事務局（木田） 昨年6月の審議会で、技術指針の変更につきまして、その必要性の是非を事務局で検討いたしまして、変更する際には、条例の規定に基づき、審議会のご意見を聴かせていただくために、素案の段階からお示しする旨、申し上げたところでございます。このたび、お手元の資料1のとおり、技術指針の変更の必要性及び変更に向けての基本的な考え方を整理させていただきました。そこで、今後、審議会で素案の具体的な内容

についてご議論いただく前段階、素案の前として、本日、基本的な考え方や方向性を示してご意見を承ればと考えております。

それでは、資料に従いましてご説明を申し上げます。

A 3の資料1の技術指針の変更についての左側からでございます。

まず、技術指針の概要、位置づけについてご説明いたします。

条例の規定に基づいて環境影響評価などの手続が適切に行われるための技術的な指針でございますけれども、既に得られている学術的、科学的知見に基づきまして、札幌市の自然的・社会的条件を考慮いたしまして、対象事業について、環境影響評価の項目、あるいは項目ごとの調査、予測、評価の手法を定めているものでございます。技術指針自体の策定者は市長でございますが、この技術指針の策定及び変更に当たりましては、あらかじめ札幌市環境影響評価審議会の意見を聴かなければならないという条例の規定になっております。

現行の技術指針につきましては、平成12年5月31日に策定しておりまして、本格的な改正については、今回が初めてとなっております。かなり年数がたっておりますが、技術指針の変更の必要性について次の段で整理をさせていただきました。

市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものと条例の中で規定しております。

条例はさておき、アセス法の対象事業の技術指針につきましては、環境影響評価の基本的事項、環境省の告示が平成17年3月に出されておりました、それに基づきまして、各省庁の技術指針等を定める主務省令が平成18年3月にすべて改正されておりました、要するに、法制上のものは17年度中に、一度、すべて改正されております。今、お話ししたのは法律の話で、条例については、これに準ずる必要性はありません。ただ、技術的なものが法と条例で余り違うというのは、評価の手続に混乱を生ずるおそれがあったり、また、科学的知見に基づく技術的な事項が大幅に違うというのは、地域特性というような事情を除いては論理的に矛盾を呈することがあることから、主務省令との整合性について精査、検討する必要があると考えております。

また、技術指針の策定から9年が経とうとしておりまして、その間に、調査方法等で引用しているいろいろな法令や技術の内容などについても情勢の変化が生じてきておりますので、文言整理を初めとして対応する必要があると考えております。

最後は、市民自治基本条例の施行によりまして、わかりやすい情報提供と市民参加の推進が求められてきておりまして、技術指針につきましても、市民や事業者双方にとってわかりやすい情報提供のあり方に留意した環境影響評価に対する市民参加の促進に努める必要があるというふうに考えているところでございます。

先ほど説明しました国の技術指針の体系について、右側のページで若干の説明を加えさせていただきます。

環境省告示につきましては、まず、(1)法の技術指針の体系の全体を見ていただきたい

のですが、(1)の図の中で、一番上に環境影響評価の基本的事項として環境省告示があります。この告示の中では非常に骨格の部分しか決めてはいないのですが、事業認可のそれぞれの官庁、国土交通省や経済産業省あるいは環境省の中で、それぞれ所管するアセスの部分、例えば、国土交通省でしたら道路や鉄道、経済産業省でしたら発電所、環境省でしたら廃棄物処分場といったようなそれぞれの事業案件について技術的な指針を主務省令という形で定めている構造になっております。

中段の(2)構成内容についてですけれども、最初に申し上げたとおり、環境省の告示の中では、この基本的事項に書いていますとおり、位置づけや構成など基本的な骨格の部分だけを定めているものでございまして、それに基づいて、各省庁では、主務省令の例として、下段の枠の中の左側に、環境省の定める廃棄物処分場の例を抜粋して載せてありますが、こういった形のものを決めているというような状況になっております。

一番下の右側は、市の定めている技術指針の目次になります。矢印で対照してありますので、おわかりのとおり、基本的に項目的には対応しております。ただ、例えば並べ方について、環境省の廃棄物処分場の主務省令については時系列にかなりきれいに並んで順番にやっていけばそのままできるようになっておりますが、札幌市の技術指針は必ずしもそんな形の対応にはなっていないというようなことになっております。

それでは、左側のページに戻りまして、3番の変更すべき事項の基本的な考え方です。今後、こういう考え方で改正の素案をつくらうとしておりますので、この辺について皆様のご意見があればいただきたいと思っておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、主務省令との整合でございまして、より適切な環境影響評価を行うために、市の技術指針で不足している考え方、事項について、札幌市の地域特性を勘案の上、必要と認められるものについて、主務省令との整合を図っていきたいというふうに考えております。

(2)ですが、先ほど申し上げたとおり、引用している関係法令、基準などについて、現行の法規との精査を行い、必要に応じて整合を図っていく必要があると考えております。

もう一つは、平成17年3月に改正されたと先ほど申し上げた環境省の環境影響評価の基本的事項、環境省告示につきましては、5年をめぐりに点検されることになっておりまして、このままいきますと、今回は、平成22年、来年には改正される予定になっておりまして、既に環境省内でも改正に向けての準備作業が始まっております。したがって、札幌市の技術指針の改定がちょっと遅れたものですから1周遅れの話になってきておりますけれども、今、環境省の会議などに出席しますと、次回の改定の中には、アセスの概念の中に生物多様性や温暖化対策などの技術的手法の調査検討を予定しているというふうに話しておりました。

また、アセス法自体がもう10年経過するというところで、昨年、環境影響評価制度総合研究会というものを国の方で立ち上げて、今、議論を続けており、論点整理の上、6月5日からパブリックコメントを出したところです。これは6月26日まで出してございまして、法律自体の改正について、今、検討しているところでございます。そういったこと

でかなりの変更が予想されますので、今回の技術指針の変更は今年度中に終わらせようと思いますが、さらに改正があった場合は、これに基づく見直しに向けた検討を行っていかねばならないというふうに考えております。

以上でございます。

村野会長 ありがとうございます。

この改定作業について、きちんと課題として議事に上げられたのは初めてではないかと思われま。考え方について説明がありましたけれども、これについてご意見あるいはご質問を受けたいと思います。いずれ素案としてまとめられることになりまして、その段階でも審議会にかかるとは思いますが、今回のご意見はできる限り素案に反映させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

では、ご質問をよろしくお願ひします。

丸山委員 2番の技術指針変更の必要性の(4)について質問させていただきます。

市民参加の促進に努める必要があるというような必要性が出ていますが、具体的な問題点というか、課題としてはどのようなことが上がっているのでしょうか。想像すると、市民が直接見る機会がなかなかなく、わざわざ出向いていって見なければいけないような状況だったり、あとは、パブリックコメントの数がそんなに多くない。これもどう評価していいのかわかりませんが、そんなようなことが想像はつきますけれども、市としては、必要性としてここに明記したことに関して具体的な課題をどのようにとらえていらっしゃるのか、お伺ひしたいと思ひます。

事務局(木田) 市民自治基本条例の中で、(4)の1行目に書いてありますとおり、わかりやすい情報提供と市民参加の推進というものが市の事務事業全般について求められているところです。そこで、環境影響評価のこの部分についても、何か盛り込めないかと。今後、検討していくということでございますが、まず、一番はっきりしているのは、わかりやすい情報提供ということで、今、委員からご指摘がありましたように、市民の方々へのこうした情報提供において縦覧先に見に行かなければならないような状況もあります。そこで、今、国の方も、縦覧の書類の電子化、要するにインターネットで公開できないかというようなことを大分検討しております。うちも少しは努力しているのですが、容量その他の関係でなかなか出しづらい状況にあるので、まずはその辺も含めて検討していかねばならないと、直近の具体的な課題としてはそのような形でとらえております。

太田副会長 インターネットで情報提供することは、法律的にはもう問題ないのですか。

事務局(木田) 今は法の中でまだ検討中でございますけれども、事業者の技術情報などが出ていく可能性があるので、一方的に全面公開がいいかどうかという点については議論があったと記憶しております。その辺は、我々も同じような課題だと考えております。

村野会長 ほかにありませんか。

中井委員 前につくられた環境のアセスですが、その後、景観法ができて、環境アセスとの関係が重要視されるようになるのではないかと思うのです。その辺については、いま

だに具体的な考え方みたいなものが余り示されていないように思いますが、今回のこうい
うさまざまな技術指針の改定の中でそのような話題はございますでしょうか。

事務局（木田） 昨年も委員からご質問をいただきまして、その後、若干の調査をいた
しましたけれども、景観法の定めにつきましては、法に定めたものであることと、アセス
法より対象の基準が小さいというか、建築物の場合ではかなり大きなものでなければアセ
ス法の対象にならず、対象範囲が若干異なること、また、景観法の場合は事前配慮的な部
分が結構多いという印象を持っています。もう一つは、景観について事前の審査をする時
期がどのくらいになるのかというようなこともちょっと気にはなっていたところです。景
観法の方は、一応、事前協議を認めてはいるのですが、たしか、法律上ではぎりぎりでも
いいことになっていたというふうに記憶しております。

そんなことから、今後も景観法の所管部局と情報交換しながら、こういった形でアセス
との整合を図っていけるかについてさらに検討していかなければならないと考えておりま
すので、その過程の中で、技術指針への取り組みが必要かどうかを含めて、再度、検討さ
せていただかなければならないと考えております。

村野会長 ほかにございませんか。

柳井委員 先ほど、情報公開の面で電子化が図られることをお聞きしましたが、すごく
大事なことだと思うのですね。最近ではウェブGISというものもあって、インターネット
でも、地理情報を見て、どういうことをやられていて、どういう問題点があるのか、随分
わかりやすくなるような技術が進んできているので、できるだけウェブGIS的な観点で
公開することが大事なかなと思います。毎回配られる資料なども、非常に分厚くて、見てい
てよくわからないのですけれども、その内容をもう少しうまく表現できるような技術的な
改善がこれから必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひ改善していただきた
いと思います。

事務局（木田） 今、ご指摘にありましたとおり、わかりやすい情報提供という部分で
は、市民レベルでわかりやすい情報提供ということで、アセスの要約版の提供も念頭に置
かなければならないかなという感じは持っております。また、インターネットでの公開と
いうのは、ボリューム的な技術部分がなかなか難しいということで国の方でも議論してい
たように記憶しています。我々も一部でウェブ公開をやってみたのですが、やはり、ボリ
ュームが多くてなかなか難しいという感じはしておりました。

柳井委員 国土交通省のホームページでは、河川情報などもウェブで一部公開されてい
ますので、国のやっているああいう技術も結構参考になるのではないかと思います。

事務局（木田） 今後、ウェブでの公開を前提とした評価書や方法書をつくるような形
で、事業者への要求も必要なのかなというふうには考えております。

村野会長 ほかにございませんか。

高橋委員 札幌市の地域特性を勘案の上ということが幾つか書いてありますけれども、
現在、具体的に何か勘案しているものはあるのですか。

事務局（木田） いわゆる2種事業ですか、必ずアセスにならなければならない1種事業以外に、もう少し規模の小さい2種事業については審議会で判断するというような構造になっていますが、その特定地域、札幌市の南側の森林地域などについては地域的に2種対象になっております。そういったことで、地域特性を一部考慮しながらというつくりになっておりまして、基本的には自然環境部分を念頭に置いて考えているところでございます。

高橋委員 例えば、雪のたい積場をどうするかとか、新しく見直す項目があってもいいような気がします。

事務局（木田） わかりました。ご意見として承らせていただきたいと思います。

村野会長 ほかにありませんか。

堀委員 環境省では、5年をめぐりに環境影響評価の見直しをされているということですが、札幌市では、そういうふうに定期的にこの間隔で見直すとか、何かそういう約束事はつくっていないのでしょうか。

事務局（木田） 市では、そこまで明確な約束事は決まっておられません。ただ、国が5年ごとに改正されることは前々からわかっていましたので、その前には改正しなければならないという認識はございました。ただ、申しわけございませんが、何せ1周遅れの感じで改正になるという状況でございます。

ただ、5年ごとと言っても、国も改正自体は今回が2回目になりますので、そういう事情でございます。

堀委員 本来であれば、国の改正があったときに合わせた形で政令指定都市も改正していくのが一番望ましい形かなと思うのです。

事務局（木田） そのとおりだと思います。

申しわけございません。

山舗委員 今の点にも関係しますが、流動的な部分もあるので、地方自治体としてはもう少し柔軟に対応できるような、何かそういうソフトを入れることはどうでしょうか。こういう技術指針の改正についてももう少し短期的に対応するとか、何かそういう柔軟なものを盛り込むようなことは難しいのでしょうか。

事務局（木田） 短期的というのは、5年ごとではなくて、もっと短い周期でということでしょうか。

山舗委員 そうですね。一部分は、短期的に対応するとか……。

事務局（木田） 3の（3）で触れたところが若干それに近いかと思えます。1周遅れで改正するのですが、次の改正がまたすぐに来年に入ってくるものですから、その部分は速やかに拾い上げる方向で検討を再度重ねていきたいという意味のことを、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、（3）の部分で表現させていただいたつもりでございます。

村野会長 ほかにありませんか。

丸山委員 今の幾つかのご質問に続けての質問になると思います。

今、検討を始めなければいけない要素というのですか、国のものを待たずに、今、一部でも検討して変更すべきと判断なさった点についてもう一度確認をしたいのです。

事務局（木田） 前回、国の方では17年度中に最終的に改正されていますが、その部分を1回整理した上でと。多分、環境省の方は来年中ぐらいには出てくると思うのですが、各省庁に割り振った技術指針の変更の主務省令の改正はもう1年遅れぐらいで来ると思うだろうと思います。そこで、そこまで待つよりは、今、一回、整理をした方がいいかなというふうに考えたところでございます。

村野会長 ほかにございませんか。

中井委員 先ほどのことにつながるのですが、札幌市の地域特性を勘案の上と出ていますけれども、その地域特性をどういうふうに見るかによって、札幌市独自のあり方みたいなものが検討できるわけです。このとき、まさに景観なども地域特性に入ってくると思いますが、すごく重要な部分だと思うのです。やはり、国と札幌市の違いと言うとおかしいのですが、札幌らしさを出すことが必要な時期に来ているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（木田） 市のつくっている技術指針につきましても、どちらかという、法ができてまだ日が浅いうちにつくられた状況がありまして、札幌市の地域特性、独自性というものを盛り込み切れていないというのは確かにご指摘のとおりだと思っております。そこで、今回の改正なり、17年の国の方針の改正に合わせて札幌市の地域特性について盛り込んでいければと思いますので、委員の皆様のご意見をよろしくお願いしたいと思います。

村野会長 ほかにありませんか。

今の質問に関連して、私からも質問いたします。

今回の改定作業の中で、ほかの所管庁の指針と最新の指針と大幅にずれる点は何でしょうか。一つでも二つでも、特にこれがあるというものが何かあれば教えてほしいと思います。変えなくても細かな問題で大したことがなければいいのですけれども、何かやっぱりあるだろうと思いますのでね。

事務局（木田） 個別の話は、今、手元に資料がないのでわかりませんが、話が少し戻るかもしれませんが、先ほど中井委員からのご指摘がありましたとおり、あるいは、ほかの委員からも一部ご指摘がありましたとおり、積雪寒冷地の特性を考慮したような内容にはなっていないだろうと。一くくりで申しますとそういうことははっきりしておりますので、そういったところはきっちりと盛り込んでいきたいというふうに考えております。

村野会長 ありがとうございます。

西川委員 もしかしたらちょっと見当違いかもしれませんが、先ほどから札幌市の地域特性というようなことも出ているので、それに関連してです。

この技術指針の中に、札幌市が環境影響評価をする際の基本的な考え方というか、何に重きを置いてというか、どういう視点で環境影響評価をするのかという札幌市独自の考え

方みたいなものは入ってくるのでしょうか。

事務局（木田） 地域特性を表現する際に、程度はちょっとわかりませんが、そういった考え方の表現はどうしても入ってこざるを得ないのかなとは思っております。

西川委員 いろいろな評価をする手法を考える際に、札幌市として、どう環境を守っていくのか、どう評価していくのかという基本的な考え方がしっかりしていれば、その手法もおのずと決まってくると思いますか、目的が明らかになってくると思いますので、ぜひその部分をしっかり書き込んでもらえたらと思います。

事務局（木田） ご意見として承らせていただきたいと思います。

村野会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

村野会長 それでは、次の議事に入ります。

平成20年度に実施された真駒内滝野霊園拡張事業事後調査について、事務局から報告願います。

事務局（木田） それでは、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書について、事務局からご説明を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、この事業につきましては、平成17年度から事後調査を実施しております。審議会でご報告することとなっております。本日は、20年度調査分の事後調査報告書の概要についてご説明いたします。

なお、説明員といたしまして、事業者である社団法人ふるさと公苑の方々を同席させたいと考えておりますので、会長、よろしいでしょうか。

村野会長 よろしく願います。

事務局（木田） では、事業者をお呼びしますので、少々お待ちいただけますか。

〔関係事業者入室〕

事務局（木田） 資料2の事後調査結果の概要と資料3の区域変更について、続けてご説明させていただきたいと思います。少し長くなりますが、よろしく願います。

それでは、資料2のご説明を始めさせていただきます。

事後調査報告書につきましては、事前に皆様に送付させていただいているところでございます。この報告書につきましては、事業者であります社団法人ふるさと公苑より4月30日に提出されております。その後、条例で定める手続にのっとりまして、告示、20日間の縦覧を経まして、6月15日まで報告書の縦覧を行ってまいりました。あわせて、市民意見の募集を6月29日まで行っておりますが、今のところ、意見は一つも寄せられていない状況となっております。

それでは、報告書の内容についてご説明させていただきます。

お手元に、A4判の1枚物で資料2 真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書（平成20年度分）の概要と書かれたものをお配りしておりますが、こちらをご覧いただきたいと思います。

ここに、事後調査のスケジュールとして年度ごとの調査項目を網かけの丸印の形でお示ししてございます。今回は、平成20年度分の報告といたしまして、クマゲラのモニタリング調査など8項目についての報告となっております。オオタカとフタバランにつきましては、昨年の審議会意見を踏まえまして追加調査を行っているところでございます。また、景観につきましては、事業者の都合による着工の遅れに伴いまして、平成20年度に予定されておりました事後調査が平成22年度以降に延期となっております。評価書では、国営滝野すずらん丘陵公園展望台などを視点場としたフォトモンタージュによるシミュレーションを記載しておりまして、その検証のため、1工区と2工区のそれぞれの植栽工事終了時などに経年変化を把握するために事後調査を実施することになっておりました。しかし、1工区の植栽工事終了が平成20年度から22年度にずれいておりますため、調査時期が変更となったものでございます。

それでは、資料2の裏側をご覧くださいと思います。

こちらには、事後調査の項目ごとに、目的、方法、時期、結果を一覧にまとめてご覧いただいております。表の右側には、報告書と補足資料のページ番号を記載しておりますので、お手元の報告書もあわせてご覧いただければ幸いに存じます。また、希少種の確認位置を具体的に示した補足資料の1、2もお配りしております。この資料につきましては、この審議会の場でのみ配付させていただいた非公開の資料でございますので、取り扱いにはご注意をいただきたいと思っております。

それでは、資料2の裏側に掲げました8項目につきまして順番にご説明いたします。

まず、クマゲラのモニタリング調査でございます。

今回の調査では、クマゲラの繁殖は確認されておりませんが、4回の飛翔及びとまりが確認されております。また、採餌木が5本確認されたとの報告がでございます。営巣可能木につきましては、平成18年の倒木以来、新たなものは発見されていないとのことでございます。今回も営巣行動が確認されませんでした。今後、同様の調査を今年度まで行いまして、営巣行動が確認された場合は周辺での工事中断の措置をとることとなっております。

続きまして、水環境でございますが、こちらにつきましては、既設の浄化槽の放流水が山部川に与える影響を把握するものでございます。

水質調査につきましては、大腸菌群数を除いて、おおむね参考としたA類型の環境基準に適合していたとのことでございます。

なお、大腸菌群数が環境基準値を上回った要因は、浄化槽の影響ではないというふうに推察されております。

また、昨年、報告がありました平成19年度の調査結果でSSが環境基準を上回っておりましたことから、いろいろと議論がありまして、高橋委員から当時の採水状況の写真を提出してほしいというご発言があったと記憶しております。当時の採水時の写真を確認いたしましたところ、川の状況が把握できるような写真は残念ながらございませんでした。

で、ご報告いたします。

また、エゾサンショウウオ、ニホンザリガニにつきましては、前回の調査と同様に両種とも生息が確認されております。

続きまして、森林管理でございます。

森林管理につきましては、事業予定地とその周辺において、本来の森林再生、すなわち、潜在的な自然植生を目指して管理することを目的といたしまして、事業者が長期管理計画書を策定しております。昨年度は、この計画書に基づき、選木、間伐、下草刈りがそれぞれ行われております。

なお、昨年6月の審議会におきまして、柳井委員から、自然林の回復において間伐などの効果がわかるようなモニタリングが必要とのご意見をいただきました。しかし、間伐の開始は平成18年であり、時間が余り経過していないことから、事業者の方の見解では、現在はまだ効果をモニタリングできる段階にないとのことでございました。今後も、委員の皆様のご意見を踏まえまして森林管理を図っていくこととしております。

また、同じく、柳井委員から、弱度の間伐では不十分かもしれないので、間伐の方法を工夫した方がいいとのご意見もいただいております。間伐の方法につきましては、事業者が策定いたしました長期管理計画書に基づきまして森林管理が進められておりますが、平成23年度には事業者の方で見直しが行われる予定でありますことから、今後のモニタリング調査の結果や専門家のご意見も踏まえつつ、適切な森林管理を図っていくこととしております。

次に、交通問題でございます。

これは、調査の結果を今後の交通混雑緩和対策に反映するためのものでございます。今回は、前回と同様、お盆期間に墓参車両台数観測と渋滞状況調査を行っております。その結果、墓参日や墓参時間帯の分散化傾向が見られたとのことでございます。例年、最も墓参交通量の多い8月13日の昼ごろに園内で10分程度の混雑が発生したとの報告がありました。アクセス道路には渋滞は発生しなかったとのことでございます。このように、混雑対策には効果があったということでもありますので、本年も引き続き誘導、情報提供、墓参バス運行など同様の対策を行うとのことでございます。

続きまして、追加の事後調査でございます。

昨年、ご指摘をいただきまして、追加の事後調査を行ったものでございます。

まず、植物につきましては、平成17年10月に事業予定地から移植しました貴重植物のフタバランのモニタリング調査でございます。フタバランにつきましては、移植した313株のうち、55株、18%の生育が確認されておまして、そのうち、開花、結実したものが15株でした。平成18年から20年の3年間に一度でも生育した個体は125株、40%となっております。また、生育が確認されなかった個体については、休眠中である可能性があるとのことでございます。

続いて、鳥類でございますが、オオタカにつきましては、平成19年7月に初めて巣が

発見されまして、巣の中には3個体のひなが確認されており、19年7月中旬には無事に巣立ったと推察されるとのことでした。その後、平成20年3月に巣が落ちているのが確認されておりまして、昨年度中のモニタリング調査では、この営巣木と同じ木で、再度、営巣を確認しておりまして、ひな3個体の繁殖を確認しております。また、飛翔や雄同士との攻撃などが計49回確認されているところでございます。

この調査結果に基づくオオタカとフタバランの保全措置ですけれども、オオタカについては、事業者による環境保全措置の検討が行われているところでございます。関係資料を参照していただきたいと思いますが、滝野霊園拡張事業の事後調査報告書本文の38ページの下段にカラーでフロー図が書いてあると思いますので、こちらをご覧いただきたいと思っております。

昨年の審議会で、会長からアドバイスをいただきましたオオタカの人工巣への誘導に向けて、繁殖状況の把握、それから人工巣の架巢木の選定、人工代替巣の設置を今後継続的に行うというふうな形での保全措置を検討しております。

そこで、人工巣の架巢木についてですが、もう一つ、補足資料1の10ページをご覧いただきたいと思っております。

ここで、アセスは終了したのですが、これから着工しようとする場所につきまして、若干、工事箇所を変更しまして、今、申し上げたオオタカ及びフタバランの保全措置を行いたいということでございますので、そのご説明をさせていただきます。

今、お聞きいただきました10ページの左側が評価書時の計画1案でございます。南側の墓所区域を西側に振りかえるのですが、こちらをご覧ください。

(図示による説明)

この部分は、最初はこういう形で森林を残す予定でしたが、残す部分をこちらの方に移し、こういう形で森林を残して、ここを墓所にしてしまうという計画の変更を、今、計画しております。理由はこれからご説明します。

フタバランの移植のもとがこのあたりでして、今後、工事が進むと墓所になるあたりがフタバランの移植のものと場所で、移植先はこのあたりになります。フタバランは、かなり休眠を繰り返して、株がなくなっているのか、まだいるのか、明確ではないと。休眠状態がかなり入れかわりが出てきておりますので、こういったところでの保全措置を図る必要があると考えておりまして、そこで、先ほど示したフタバランの生息地に残置森林を厚く残すようなことで考えているところでございます。

あわせて、ちょっとわかりづらいですが、雨水の調整池をここに設ける予定でしたが、これもこちら側に動かします。ここはもう既に民家に近いものですから、調整池が民家に近いというこちらの状況に、森林を厚くこちら側に移動して、調整池もそちらに移動させる、そういう案でございます。これは、民家により近くなるということで、また工事中の騒音対策に配慮する必要があるということでございます。

冒頭に申し上げたオオタカの話ですが、丸の点がオオタカの営巣木で、当初、この状態

で保全する形でしたが、ここはフタバランの関係でこちら側に移すと。したがって、こういうふうに残置森林を厚く保全するように考えているものですから、このオオタカの営巣木も、先ほどちょっと触れました会長からのご指摘もあって、こちらの中に人工巣をつくり、こちらからこちらに誘導するようなことを現在検討中です。

これは、まだ工事をしておらず、これから作業をする話ですが、そういったオオタカとフタバランの保全措置に変更するということで報告がございました。

以上の検討結果を取りまとめて表にいたしましたのが、報告書本文の40ページの黄色と赤の枠で囲った部分です。

黄色い枠で囲われた部分は評価書当時の話です。先ほどから申し上げているとおり、オオタカ及びフタバランの事後調査の状況を見た上で、保全を上手に行うために、下の赤い枠で囲った新たな保全措置を盛り込んだ新計画の方で対応していきたいというふうに報告が来ております。

以上までが、資料2の事後調査結果概要についてのご説明でした。

引き続きまして、資料3に移らせていただきます。

資料3につきましては、ホワイトボードのこの図でございますが、お手元にもございまして、まず、この図の意味をご説明いたします。

これからお話しするのは、緑色に囲われた部分がアセスの対象地域で、この間からご審議いただいて、もう既に評価もいただいているところです。ここが入り口ですが、この部分のお話をこれからさせていただくことになります。この場所を確認して、お手元の図にお戻りいただきたいと思っております。

この部分につきましては、アセスの対象区域ではございませんけれども、アセスの対象区域から隣接する区域への拡張計画の区域変更ということで、関連情報としてご報告させていただきます。

資料3の図に記載されておりますけれども、現状は、約73ヘクタールの事業区域が、青色の線で囲まれている、先ほどお示した左上の方に11.7ヘクタール拡張するというのが一つ、それから、境界域のところに青く塗りつぶした部分があると思っておりますが、この箇所にくぼ地を盛り土することで計画されております。

この区域の変更につきましては、今回の本アセスの評価書手続の終了後、墓所の一部供用による利用者の増ということから管理棟などの施設の新たな需要が生まれたために、主に管理区域として拡張するものと聞いております。

ここで、以前からご就任いただいている委員にはもうおわかりかと思っておりますが、青色に塗ったくぼ地につきましては、アセスの最中にいろいろな関係法令について無許可で盛り土が行われた場所でございます。新しい委員ではご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、過去の経過を簡単にご説明いたします。

事実発見については、墓地の経営許可を所管する保健所への市民の方々からの通報でありましたけれども、平成16年11月5日から11月12日の間に、先ほどからお話しし

ております青色の場所、ここはアセス区域に隣接する沢地でございますが、無許可で盛り土を行ったと。都市計画法、森林法その他、無許可で盛り土を行ったということでございます。面積は3,338m²で、そのうち森林にかかわる面積が2,040m²、土の量は約6,000m³でございました。持ち込まれた土は第2期の工区内で発生した残土の利用ということで、3期拡張計画区域、要するにアセス区域の範囲外であったことと、雪が降る前に作業をしてしまいたいという理由で盛り土したのだということになっております。

当時の違反といたしましては、都市計画法、宅地造成等規制法の無許可の開発行為、森林法の無許可開発行為、それから、札幌市緑の保全と創出に関する条例の無許可現状変更行為となっております、それぞれ行為の中止命令や原状回復が指示されております。その後、直ちに盛り土された土砂が取り除かれまして、原状回復として植林され、この区域は緑の条例の保全樹林地ということで登録され、現在に至っております。

本審議会におきましても、アセスの途中であったことから、開発行為の適正な実施について市に対して意見を述べているところでございます。

以上が過去の経緯でございます。

今回の変更の経緯についてですが、私どもでは次のように伺っております。

今回、問題のくぼ地の再盛り土につきましては、さきに説明しました管理区域、要するに入り口部分で管理棟をつくりたいなど、管理区域での利用者増とか、この沢はかなり深くなっていますので、利用者の沢地への滑落防止としての安全対策とか、現在、くぼ地法面（のりめん）でなかなか木が定着しないといったことを解消するため、それから、土地の形状を平坦化して、再度、保全樹林地としての要件を満たす樹林高、樹林密度を保全した植樹を行うというふうに報告されております。

当初の段階では、関係法令違反、法令、法律の許可を取らないで盛り土したということで対応いたしたところでございますけれども、今年の2月から3月にかけて、先ほど申し上げた関係法令の許認可については関係部局との協議が全部終わってしまっていて、各法令の目的に対してすべて支障がないという判断がそれぞれの部局から出ており、現状の変更行為の許可などをすべて取得した上での今回の報告でございます。

ただ、先ほどもちょっと触れたとおり、アセスの案件中のそういう作業だということで、いろいろ問題も大きかったところでございます。また、今、アセスでいろいろモニタリング調査をやっている区域でございます。さらに、11ヘクタールの区域拡大ということで、以前から多少申し上げたこともあったかと思うのですが、この区域は、既にアセスが終わった部分にさらにプラスの新規になりますので、面積的に新規のアセスの条例の対象になりませんが、事業者におきましては、自主的に、拡張部分の工事について環境に著しい影響を与えないように、本体の事後調査などにあわせて適切なモニタリング調査等の実施をご検討いただいているところでございまして、あわせてご報告させていただきます。

以上でございます。

村野会長 ただいま事後調査報告書の概要説明がありました。また、関連情報として、

本アセスの対象事業の隣接区域において管理棟区域の整備が計画されていることと、以前に本アセスの手続途中で行われた埋立地について、再度、関係機関等との事前協議、認可の上、再び盛り土を行って植林するとの報告がありました。

これらについてご質問、ご意見を伺いたいと思います。

事後調査報告書の内容について質疑を始める前に、まずは、本アセスの関係地域である事業隣接区域の事業計画変更についてご質問等をお受けしたいと思います。

事業者の方も同席しておりますので、何かありましたらどうぞお願いします。

山舗委員 フタバランに関係することでの理由はよくわかりました。

オオタカの営巣木ですが、営巣可能木を別に見つけてそこに誘導することについて、この報告書の40ページにあるのは、現在はまだ存在しないというのはちょっとわかりづらいので説明をいただけますでしょうか。これは、可能性があるということなのか、そういう計画だったけれども、可能木は存在しなくてちょっととどまっているところなのか、教えていただけますか。

事務局（木田） 今ご指摘があったのは一番下の米印のところですね。

それは、クマゲラのご説明でございまして、オオタカについては、赤丸の場所でございますが、昨年、営巣が確認されました。その部分については墓所の内部に残されるような状況になりますので、残置森林の厚くなる下部の部分に誘導したいというご報告でございます。

丸山委員 資料3の地図の見方について、確認というか、質問させていただきたいと思えます。

この図は、まず、アセス対象地の新計画ではなく、評価書時の計画の図ですね。それに、左側に青い囲みの部分が記入されているということですね。調整池の位置から見て、これは評価書時の計画であるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（木田） そうです。緑色に残っている部分、特に赤く囲まれている部分、一部は青くなっていますが、カラー刷りの部分についてはアセスの評価書時の図でございます。これを、さらに1案から2案に、若干、調整池も含めて、残置森林の厚みの場所を少し変更することが1点と、それから、ホワイトボードの右側の資料3の図で言う青で囲まれた部分、左上になりますが、今回、こちらを拡張する、利用するという形で必要な許認可を取って、さらに、青い部分についての盛り土の許可も取った、そういう話です。

丸山委員 整理をします。

青い囲みの部分は、もうこうなる計画であることが決定しているということで、その隣の調整池の位置変更に伴う区画の変更のある新計画の部分は古い案のままであるとするならば、この図は、新しい計画すべてを反映した図ではなく、青いものの横には、40ページ、別冊の方は10ページですが、そこで言う2案と青い部分をくっつけて考えなければいけないということでしょうか。

事務局（木田） そのとおりでございます。

厳密に言うと、最終形は、確かに、今ご指摘がありました2案のこの図が、これは向きはちょっとずれてかしがるのですが、こちら側に来て、この部分が足されると。これは図の縦横が逆ですが、これぐらいについてくる、そういう意味でございます。

丸山委員 続けて、もう一つお願いします。

青い区画の埋め立てを行ったところに盛り土をする計画である部分の保全樹林地の指定はどうなるのでしょうか。維持でしょうか。

事務局（木田） そのままです。そのまま維持ということで聞いております。

丸山委員 さらに、三つ目の質問です。

青い部分で囲まれた中に今記載されているものは計画でしょうか。既にもうこのようになっているのでしょうか

事務局（木田） ほとんどがありますが、ストーンヘッジと書いている丸い部分の左上側に接しております管理棟部分についてはこれからの予定と聞いております。斜めにちょっとかしがって、長方形の形がついております。

丸山委員 何か3文字が書かれているこれが管理棟ですね。ここはこれから建設される予定のもので、そのほかは現状ですね。わかりました。ありがとうございました。

柳井委員 そのところですが、青いところの盛り土というのは、これから工事をやって出るものを盛るということですか。

事業者 私はふるさと公苑の齊藤と申します。

今、工事をやっているのは、3 - 1というところは終わったのですが、3 - 2にかかりますので、これの切り盛りで余った土を優先的に充てていきたいと思っております。

柳井委員 いろいろ違反があったときに盛ったものは、もうどこかに持っていったということですか。

事業者 先ほど課長からお話がありましたけれども、当時、停止命令、復旧命令が出まして、埋めた部分については土砂を取り除きまして原状復帰し、なおかつ、保全樹林地として指定樹木を植えて管理してきました。しかし、ご存じのように沢地なものですから、融雪時の水とか、がけのために木の生育になかなか適していないとか、何よりも非常に危ないということで、今回そういう措置を提案し、各課にご了解いただいて許可を得たということです。

柳井委員 つまり、くぼ地というか、傾斜になっていて、木も生えていないので非常に危ないからと。

事業者 一応、木は植えたのですが、育ちが余りよくないのです

柳井委員 植えたけれども、育ちが余りよくないので、もう一度埋めてと。

事業者 そうです。危険防止と、もう一つ、保護樹林地という趣旨からいっても、やはり適切な環境下に置いて管理をしていく、生育を見守っていくのが一番いいと思うのです。そういうこともあったのですが、違法行為を起こしたのに埋めてきれいにしろというのも、これまた滝野霊園に名をなさしめることですから、当時はそうはいかなかったのでしょう。

しかし、時代もたって、しかも、今ここは非常に管理が進んで芝地公園なものですから、多い日では七、八百人の児童とか老人施設の方がいらっやっています。

そこで、私どもが今回許可を得たのは、大きくは管理施設を建てたいと。現状は1期、2期で3万7,000基ぐらいお買い求めいただいておりますが、その管理をする施設で手いっぱいなのです。そしてまた、この3期の1と2で大体3万7,000から4万基ぐらいになります。近年は、経済状況が悪くて小型化しているものですから基数がふえていくのですね。ですから、今の管理施設でも土・日とか納骨のときはあふれているものですから、大きなものを建てたいと。

それから、札幌でも一部あるのですが、いたずらされて墓石が倒されるような種々の犯罪行為みたいなことがあります。ですから、私どもは、今、管理会社に委託しておりますが、さりとて24時間管理するのは管理者であるふるさと公苑がやらなくてはならないという基本的な考えもあります。

それからもう一つは、たくさんの方がいらっやいますが、今までは市街化調整区域であるために建築物はだめですから、トイレを建てられないのですね。お年寄り方は車いすでも見えるのですが、簡易的なトイレはありますけれども、階段になってしまいます。そうすると、なかなか上がっていけないということもあって、バリアフリーのトイレも設置して便宜供与したいということもあります。

今、ここの4期というのは、お墓をつくるということではなくて、専らそういう感じで警備の強化と、私どもが管理するのに非常に狭隘(きょうあい)になっていることと、いらっやの方々に対して少しサービスをしてあげたいということで、墓域の拡大という方法しかないものですから、墓域の拡大を認めていただいたということです。

柳井委員 わかりましたが、再盛り土するときに、移動するとか、結構埋めるものだから浸食の問題とかがありますけれども、何か保全的な措置はとられているのですか。

事業者 現状ですか。

柳井委員 これからです。

事業者 これは、宅地課とか河川課といろいろ協議しておりますので、法にのっとった指導に基づいて許可を得ておりますので、それでやっていきたいと思っております。場所が場所だけに皆さんには大変ご迷惑をおかけしたりご論議いただいたわけですから、非常に気を使ってやっていきたいと思っております。

村野会長 ほかにありませんか。

私から一つですが、現区域の中で、調整池の移動を考えているということでした。調整池は、普通は集水して調整しますが、今までの場所から別の場所に変えて問題はないのでしょうか。調整池の機能も含めて、そういったことも何か検討されていますか。

事業者 もちろん想定年次50年、100年の形でやるのですが、現状の調整池ということでは、今、移すという方法がありますね。2案の方ですが、地形はそちらの方に傾斜して低くなっているのです。本来、当初案では、私どもはそこで役所の方々と協議してい

たのです。ところが、クマゲラが見つかったということで、クマゲラの部分を保全樹林地にしてほしいという皆さんのお話もあって、そこを保全樹林地にした場合、そこは高いのですが、土地利用上、そこに調整池を持っていかざるを得なかったのです。今までの案はですね。それで、土木工学的にいても、我々の工事の難易度にとっても、現状は非常に難しかったのですが、台風によって、クマゲラの営巣可能木も、それだけではなくて相当多くのトドマツも倒れてしまってクマゲラが来ないと。我々も、素人判断でそればかり見ておりませんから、クマゲラの権威者に来ていただいて、どうしたらいいかのご指導を得ながら、本来あるべき土地の地形、地なりに、水は高きから低きに流れるわけですから、そこに調整池を持って行って、なおかつ、フタバランとかオオタカとか、そういう厚い樹林帯を持つことによって保護もできるのではないかと。とりわけフタバランにとっては、放っておいてこのままいけば墓所になって群生地がつぶされますが、それが残ることになるので休眠しているものも救えるなどということもあってそういうふうになりました。

会長がおっしゃるように、私どもは、水ですから、道の治山課、土木現業所の河川課、市の河川課とよく協議して、法令にのっとってやることにはもちろんしております。ただ、現状はまだ協議をしていないものですから、これから協議ということになります。

村野会長 専門の先生方はいかがですか。ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、続きまして、事後調査報告書の中身に入らせていただきます。

資料2の項目ごとに見てまいりたいと思います。

41ページ、42ページとありますが、42ページの方で項目ごとに検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、鳥類のモニタリング調査ですが、これについてご意見あるいはご質問はありますか。

堀委員 ここでは、クマゲラが上がっていますが、オオタカの方で質問があります。

村野会長 下の方にありますから、オオタカも含めて結構です。

堀委員 結局、今、オオタカは営巣しているのですね。

事業者 エヌエス環境の長谷と申します。

オオタカですが、平成19年と20年は同じ木で営巣しています。

堀委員 現状では営巣しているのですね。

事業者 今現在、今年度に関しては、モニタリング調査をしておりますが、継続中ですが、営巣の可能性は低いと。

堀委員 なぜ低いのですか。

事業者 出現状況から、オオタカは確認をされているのですが、確認頻度では営巣した年と比べて回数が少ないこと、また、えさ持ちなどの確認状況がないということです。引き続き、今年も調査は行いますが、ただ、現状では可能性はちょっと低いのではないかと考えられるような状況です。

堀委員 その辺の細かいところはまだよくわかりませんが、とりあえず19年、20年と営巣している木を、この計画としては倒すということなのですね。

事業者 平成19年と20年の営巣木というのは、当初の計画の改変部にありまして、そのため、どうしても切らざるを得ないと。その代償措置としまして、オオタカの人工の巣をかけて、そちらの方に誘導することを今検討しているところです。

堀委員 それは、人工巣をつくって、そこへの営巣を確認できてから切るということなのか、あるいは、切ってから営巣するのを見るのかということで随分違う話になると思います。

事業者 人工の巣というのは、非繁殖期になりますが、今年から順次かけていく計画です。そこにうまく誘導できるかどうかということも検討はしていきますが、伐採するまでにうまく誘導できるか、もしくは、誘導できないうちに伐採になるのかというところは、何年かの幅はありますけれども、今後、状況を見ていかなければ何とも言えないところがあります。必ずしも誘導を確認してから伐採を進めるということではありません。

堀委員 多分、かなりデリケートな鳥だと思うので、うまくしないと、先ほどの話ではないですが、後々に結構問題になる事象だと思いますので、十分考慮して判断してもらいたいと思います。

村野会長 私が前に申し上げたことが根っこになっているみたいですが、人工営巣ですね。これは、もう来なくなったら非常措置みたいな感じですけども、確かに、今、堀委員がおっしゃったように微妙な問題ですので、営巣しているものを切るということは、やっぱり基本的に避けてほしいと思います。そして、その途中で前段階に人工営巣の場所をつくってもいいのですが、少なくとも自然の状態での営巣の方が望ましいので、そういった環境をつくっていただきたいというふうに考えます。

ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、また項目に戻りまして、クマゲラのモニタリングは特にありませんね。オオタカの方が大きな問題ですが、次に、水質調査についてご意見をいただけませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、エゾサンショウウオの生息状況調査についてお願いします。

堀委員 下のニホンザリガニも同じですが、平成20年の事後調査だけだとどうも判断が難しいと思います。今までどうだったのかということ踏まえて20年の結果はどうかと見るのが本来の見方だと思うのですよ。本来、その年にいたか、いないかではなく、生息状況がどう変化したかということがわかる資料を出していただきたいなと思います。

実際には、個体数の変動とか、確認地の点数の変動とか、現状はどうだったのでしょうか。

事業者 まず、エゾサンショウウオに関してですが、多少、やはり確認された卵囊に関

しましては、年変動というのですか、その年によっての変動はございます。ただ、今回のエゾサンショウウオ、ニホンザリガニの目的というのでしょうか、浄化槽の放流の影響を見るということですので、その辺を考えると、一つは浄化槽より下流にもいたというのは事実であります。

それから、ザリガニの方ですが、これは、過年度もそうですけれども、大体、全域にわたって確認できています。

以上です。

村野会長 よろしいですか。

堀委員 エゾサンショウウオの卵囊の確認数を年度ごとに教えてもらえませんか。

事業者 申しわけございません。今、手元に過年度のものはございませんので、後日でもよろしければまとめたものを提出させていただきたいと思います。経年変化がわかるようなものですね。

堀委員 わかりました。

村野会長 それでは、先に進んで森林管理についてです。

長期管理計画書に基づく森林管理の進捗状況についてご意見、ご質問はありますか。

柳井委員 長期森林管理は、1案に基づく森林管理なのですね。もし2案になったら大分変えなければいけませんが、その辺はどうなっているのでしょうか。

事業者 おっしゃるとおりです。今現在の森林管理は1案に対するものなので、今後、2案に変更するということで、林分ごとの管理方法を今決めておりますが、それも変更になってきます。それはまだできておりませんが、今後検討して、変更していくということです。23年には森林管理計画を見直すことになっていきますので、そのときには新しい案での計画をご提示できるかと思えます。

柳井委員 せっかく保育とか下刈りなどをやっている区域は、結局、全部切られてしまうことになるということですね。

村野会長 ほかにありませんか。

西川委員 森林管理の目的が潜在植生の転換を促すということですので、潜在植生がどのように変わっていったのか、そういうモニタリングといいますか、その辺の評価をどのようにされるのでしょうか。

これは今後も続くのですね。管理計画というのはずっと続くようなので、潜在植生へのくらい戻ったのかという評価をどのようにされるのか、教えてください。

事業者 どのように推移していくのかということはどうやって評価したらいいのかというのは、私たちもかなり難しいと思っております。今、間伐してから間もないということもありますが、間伐した後どうなっていたかということについては、まずは現地の状況を確認してきまして、写真撮影などを行い、データを積み重ねた上で、どういうふうに推移していったのかと評価し、それを踏まえて23年の森林管理の見直しも行いたいと考えております。

西川委員 やっぱり、目的とする潜在植生がどういうものであるのかという調査自体がされなければ、潜在植生に戻ったかどうかという評価はできないと思うのですよ。そのあたりはどのようにされるのでしょうか。

事業者 潜在植生についてですが、森林管理計画の中で少し述べておりますけれども、事業予定地及びその周辺の潜在自然植生は、北海道の丘陵地で一般的な広葉樹林であるエゾイタヤ・シナノキ林と推定しております。

なお、事業予定地及びその周辺は、支笏カルデラの噴出物が厚く堆積していることからやや乾燥傾向にありまして、斜面上部ではミズナラの割合が高く、斜面下部ではシナノキ、エゾイタヤが多くなると考えられます。また、沢筋は、ハルニレ、オニグルミなどの相対的に大きな個体が単木的に認められることからハルニレ林であると推定しております。それから、尾根筋のササの薄い箇所ではトドマツの幼樹が多く見られますので、部分的には針広混交林の成立が推定されるということです。

村野会長 西川委員からお話があったことは、当初のアセスのとき、最初に論議をされているはずですね。人工林が主体の場所ですが、それもできるだけ健全な姿で維持しながら、その中に潜在的な植生を入れていくような管理、つまり、昔の広葉樹林に戻すという長期的な展望があったはずですね。だから、その辺を忘れないでやっていただきたいと思うのです。

例えば、最初の選木のところでは、カラマツ人工林で146本のカラマツを間伐対象として選定とありますが、どういう根拠でそれをやっているか。次のカラマツ人工林で、主に弱度の間伐を実施するというのは、弱度とはどんな程度なのか、それはどういう目的なのかと。その辺をしっかりとしていれば、カラマツ林はせっかく植えたものですからそのまま継続するとしても次第に別な林相に変えていくとか、そういう話があったはずですが、それをちょっと思い出してやっていただければいいと思うのです。

西川委員、いかがですか。

西川委員 その評価ができるようなモニタリングというか、やはりそれが必要になってくると思うのです。だから、間伐した後どういうものが新たに入ってきたのか、その確認をきちんとできるような調査、モニタリングをお願いできればなというふうに思っています。

村野会長 よろしいでしょうか。つまり、自然のもの、潜在的なものはこれから出てくる可能性もありますから、それを生かすということも含めて考えていただきたい。

ほかにありませんか。

もう一つ、森林管理でトドマツ林再生とありますが、これは、トドマツの人工林をまたここにつくられる予定なのですね。これも、今のような方向で、やっぱり理由をつけて考えてください。

柳井委員 これは区域が違って入らないのですね。2案ではだめになりますね。

事業者 このトドマツ林というのは2案でつぶれるところです。今現在は、風倒木の被

害に遭っているところのトドマツ林です。

村野会長 それでは、次に進みます。

交通問題についてご意見をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、次に進みます。

フタバランの移植についてご意見をお願いします。

西川委員 フタバランの移植ですが、今回は、計画変更で生育自体がそのまま守られるということで結構だと思います。

しかし、モニタリングを追加でやってほしいという要望が出されたときに、その目的として、今回の事業に限らず、今後の移植というものを考える上でもとても大事なことから追加してほしいという話があったと思うのです。

今回、報告書の40ページを見ますと、計画の対比表というのがありまして、評価が×とか とか でされておりますが、フタバランの評価書時の計画の代償のところに という評価がなされています。実際に、313株が移植されて、3年間で40%ぐらいの生存が確認されているということでした。

ただ、休眠する性質があるのでということは確かにそうですけれども、休眠するのはなぜかという、やはり、生育条件が悪化しているから休眠しているの、これは、移植した場合には4年たっても生育条件が回復できていないということなのですね。ですから、代償措置としての移植の評価が というのは、ちょっと過大な評価なのではないかと思えます。

これは、今後の事業にもかかわってくるので、移植の評価についても一度きちっとやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者 おっしゃるとおりだと思います。

ここで としているのは、当初の計画の時点では という判断でそうしたのですが、確かに移植による影響というのは100%ないわけではございませんので、おっしゃるとおり、この と下の との差というのでしょうか、それは必要かと考えます。

村野会長 逐次、項目ごとに意見を寄せていただきましたが、全体を通して何かありましたらお願いします。

堀委員 全体ではないのですが、先ほどのオオタカの件でもう一点だけです。

僕自身、鳥は専門ではないのでちょっと正確ではないかもしれませんが、この代償のところ、営巣地を近接した森林をまとめた林分として面的に残すことによって営巣地の誘導がより期待できるというコメントがあります。しかし、オオタカというのは、クマガラとは違う鳥だと思うので、どちらかという農耕地とか、オープンランドとパッチ状の森林、その組み合わせが結構大事な鳥だと僕は認識しています。ですから、林を大きく残したからといって、オオタカに対する営巣適地になるという表現にはならないと僕は思うのですが、その辺に関してはどうですか。

事業者 この図で説明させていただきますと、ここに営巣木がありまして、当初の計画では、確かに林は残りますが、若干、林の幅が薄くなりますので、そうなると、中から巣が見えるとか、そういう可能性も考えられます。そういうところに営巣しているオオタカもおりますが、それよりは、幅を持たせることによって外からその巣が人の目に直接触れないような環境での営巣が可能になるのではないかと。そういう考えがありまして、この幅をちょっと太目に残そうということで考えております。

堀委員 それは、そのまん中に巣をつくったという希望というか、願望なのですか。それとも、あるのですか。

事業者 実際にこの中の調査というのは今後ですけれども、この林の中の環境をちょっと見まして、あとは、今現在、架巢した営巣木ですか、この周りのどれくらいの密度のところに架巢しているのかななどの情報をとりまして、それに似たような環境がこの中にあるのか、もしなければ、ちょっと間伐して密度を少し減らすなりして、そこで環境を創出していこう、そういう考えであります。

堀委員 航空写真を見る限り、今、営巣している場所というのは、多分、オオタカの巣をかけるための条件がそこにあるのだと思うのですよ。多分、その周辺地域の地形を見てそこを選んでいると思うので、ほかの場所に、こっちにつくってくれたらなと思っても、鳥はなかなか言うことを聞いてくれないような気がします。ですから、本来であれば、やはり営巣している木の周辺をどうにか残していくという方策も考えた方がいいかなと個人的には思います。

事業者 おっしゃるとおりだと思います。一番いいのは回避することですが、何分、この事業予定地の改変部にございますので、事業の性質からいってここを大きく残すことは現実にはちょっと難しい面もございまして、その影響をなるべく低減しようということでの代替の巣ということで検討しております。

村野会長 どうぞ。

西川委員 先ほどのフタバランのことで、ちょっと追加といいますが、移植の評価をもう一度やり直してくださいということをお願いしましたが、1株1株きちっと生存したかどうかということは何年間か続けてモニタリングするような、300株という多くの個体を何年間もモニタリングするような調査は、今までなかなか行われていなかったすごく貴重な調査結果だと思います。ですから、これが今後の事業に生かされるような形で、文章化するなり何なり、そういった評価をきちっと記録していただくようお願いしたいと思います。

村野会長 ほかにご質問等はありませんか。

丸山委員 質問というか、意見になってしまうかもしれず、恐縮です。

報告書の37ページからの第9章には、事後調査の結果に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとし、また、講じた場合に当たってはその内容ということで表記がなされておりますが、これは、かなり大きなことというか、重要なことだと思うので

すね。事後調査を行った結果、計画が大きく変更されて、今、新計画の第2案に変えようとしていただいているのです。それは、例えば、フタバランのことをもっと保全するためにはこう変えた方がいいのではないかとか、クマゲラ、オオタカなどにも配慮してということですね。つまり、調査結果を踏まえて計画自体を変更するという事は、このアセスにおいては、アセスの力で、アセスをやったから、事業者がみずから判断して、もっと自然に配慮するためには計画自体を変える決断をすると、そういうことはすごく大きなことだと思っております。

そして、それに対してご苦労されていると思うのですが、今日は質問もさせていただきましたので、調整池のこととかいろいろなことにご配慮いただいているという理解が進みましたけれども、ちょっと残念なのは、この報告書の中での9章のボリュームが非常に少ないというか、ちょっと説得力に乏しいかなという点があるのです。これだけを見ると、クマゲラ、オオタカ、フタバランという3点について保全を促進するために計画を変更したというふうに取り上げられなくもありませんので、ほかのアセスの観点にも不都合がないということなど、むしろ調整池は新しい場所の方が実はよかったのだとか、そのあたりのことをしっかり論じていって、今後の森林の保管理にも問題は無い、むしろいいとか、そういった点もしっかりと繰り返して論じていかなければ、何かフタバランの保全のためにこんなに場所を変えたのかというようなことで、余り理解に結びつかない部分も出ていないかと思っております。

アセスの結果、計画を変えたというよき例として、札幌市、また事業者の宝になるように、第9章はしっかりともう少しボリュームのあるものにしていただければなというふうに思っています。

以上です。

村野会長 ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、大体、質疑が出たように思いますので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項についてよろしく申し上げます。

事務局(木田) 村野会長、大変ありがとうございました。

最後に、事務局からご連絡を申し上げたいと思います。

昨年度の審議会で方法書についてご審議いただきました(仮称)厚別山本公園の造成事業でございますけれども、このたび、調査を開始した旨、札幌市みどりの推進部より連絡を受けておりますので、この場でご報告させていただきたいと思っております。

それから、今日ご意見をいただきました技術指針の改定につきましては、素案の段階で審議会にお示しし、今後ご意見を賜りたいと思っておりますので、次回の審議会につきましても引き続きご協力のほどをお願いしたいと考えております。

また、特に技術指針の関係につきまして、何か追加でまたご意見がおありでしたら、電子メール等でご意見をお寄せいただければ、素案の策定に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3. 閉 会

事務局（木田） それでは、閉会に当たりまして、湯浅環境管理担当部長よりごあいさつを申し上げたいと思います。

事務局（湯浅） 環境管理担当部長の湯浅でございます。

本日は、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただき、まことにありがとうございます。

最初に議論をいただきました技術指針につきましては、環境影響評価を適切に行うための重要な指針でございますので、本日いろいろなご意見をいただきましたので、その辺を踏まえながら改定作業を進めてさせていただきます。また、素案ができた段階で、再度、委員の皆様のご意見を伺うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目の真駒内滝野霊園の事後調査につきましては、今後も継続して数年は調査が進められることになっておりますので、引き続きご報告させていただきたいと思っております。

最後に、本市内の再開発事業の動きについて、若干、お話しさせていただきたいと思っております。

現在、北1西1街区の再開発計画が進められております。いわゆる市民交流複合施設が建設される再開発計画でございます。現段階の計画では、建物の高さや延べ床面積が本市のアセス条例の対象になりそうだということで、今後、環境影響評価に向けて事前調査を行うやに聞いております。現在の状況ですが、再開発組合の設立が準備されている段階でございますので、今後の手続等については未定であります。

しかしながら、計画規模に大きな変更が生じない場合は、札幌市として初めての大型建築物の環境アセスメントが行われることとなります。その場合には、これまで以上に委員の皆様のお力添えが必要になるというふうに考えておりますので、今後とも引き続きご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

事務局（木田） それでは、これをもちまして平成21年度第1回札幌市環境影響評価審議会を閉会させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上